⑲　前項の４件の工事の開札順序は次のとおりとする。
①　東京外かく環状道路　本線トンネル（北行）東名北工事
②　東京外かく環状道路　本線トンネル（南行）東名北工事
③　東京外かく環状道路　本線トンネル（南行）大泉南工事
④　東京外かく環状道路　本線トンネル（北行）大泉南工事

6　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Ikuo Okuwaki, Director General of Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Tokyo Outer Ring Road Main Line Tunnel North Route Tomei North
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 21 January 2014
⑸　Time-limit for the submission of tenders : 4 : 00 P.M. 25 February 2014
⑹　Opening of tenders : 10 : 00 A.M. 4 April 2014. Provided that all participants are chosen as for tenders, the date of the tender opening will change to 10 : 00 A.M. 17 March 2014
⑺　The language used for application and inquiry shall be Japanese
⑻　Contact point for tender documentation : Contract team, General Affairs and Corporate Strategy Department, Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. 4―3―1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo, 105―6011, Japan. Tel. 03―5776―5600

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。なお、本入札に関わる契約締結は、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に基づく、大深度地下の使用の認可を条件とするものです。

平成 25 年 11 月 29 日

（契約責任者）中日本高速道路株式会社
東京支社長　奥脇　郁夫

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　13

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　東京外かく環状道路　本線トンネル（北行）大泉南工事（電子入札(郵送入札)対象案件）
⑶　工事場所　自）東京都武蔵野市吉祥寺南町
至）東京都練馬区大泉町
⑷　工事内容　本工事は、東京外かく環状道路の大泉ジャンクション側から発進する本線シールドトンネル（北行）工事である。
⑸　工事概算数量
本線トンネル本体工　Ｌ＝6,976m
横連絡坑工　８箇所
地中接合工　１箇所
⑹　工期　契約締結日の翌日から2,010日間
⑺　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑻　本工事は、申請時に「技術開発に係る技術提案」､「現場施工・具体的な施工計画に係る技術提案」(以下「技術提案等」という。)及び入札書を求め、技術提案等を審査して技術評価点が100点満点のうち50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、契約制限価格の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とし、民間企業の優れた技術力を活用した技術開発と施工を一括して発注することにより、工事の品質と価格に優れた調達を目指す「技術開発・工事一括型（Ａ型）総合評価方式」の適用工事である。
「技術開発に係る技術提案」とは、大断面・長距離・高速施工の建設条件下において、安全かつ確実な施工を可能とする技術開発について、あらかじめ指定する範囲に関する技術提案をいう。
「現場施工・具体的な施工計画に係る技術提案」とは、現場施工においてあらかじめ指定する範囲に関する、工事目的物、施工方法及び仮設備計画等に関する改善提案をいう。
なお、技術提案等の審査において、技術提案確認協議（技術提案等のプレゼンテーション）を行い、発注者と競争参加者との確認・協議を通じて、競争参加者に技術提案等の部分的な取下げもしくは改善の機会を与えるものである。
⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。なお、入札時に施工方法等の提案を行い、その提案が採用された場合には、採用された提案に対する再度の提案は受け付けない。
⑽　本工事は、資料の提出・入札等を原則として電子入札システムで行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき契約責任者に届出を行い、郵送による紙入札方式によることができる。
⑾　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。(詳細は入札(見積)者に対する指示書を参照)

2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」(中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。
⑵　競争参加資格要件
①　単体の場合　土木工事において、開札時に「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」であり、(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。)かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,600点以上ある者
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　土木工事において、開札時に「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」であり、(会社更生法(平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。)かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上の土木工事を有している者の２者から５者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（２⑵の再認定を受けた者を除く。)でないこと。又は、この条件を満たす２者から５者で構成された共同企業体
⑷　平成10年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が12%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事として認める。
①　単体又は特定建設工事共同企業体(甲型)を構成する場合の代表者
㋐　同種工事（下記㋑を必要とする。）
ⓐ　外径10m以上の密閉型シールドトンネル工事
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
㋐　同種工事（下記㋑を必要とする。）
ⓐ　外径５m以上の密閉型シールドトンネル工事
⑸　次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に配置できること。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む。)している期間とする。
①　専任の主任（監理）技術者が、建設業法の許可業種（土木工事業）に係る資格を有する者であること。